告示

○厚生労働省告示第五十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年三月十四日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から適用する。

平成三十年三月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 第１部～第22部　（略） 第23部　追　補　⑲ 内　用　薬 品名　規格　単位　薬価 円 （そ） ゾフルーザ錠10mg　10mg１錠　1,507.50 ゾフルーザ錠20mg　20mg１錠　2,394.50	別表 第１部～第22部　（略） （新設）

第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 第１部　内　用　薬 品名　規格　単位　薬価 円 （あ）～（せ）　（略） （そ） （略） ソブリアードカプセル100mg　100mg１カプセル　13,005.30 ゾフルーザ錠10mg　10mg１錠　1,507.50 ゾフルーザ錠20mg　20mg１錠　2,394.50 （略） （た）～（わ）　（略） 第２部～第４部　（略）	別表 第１部　内　用　薬 品名　規格　単位　薬価 円 （あ）～（せ）　（略） （そ） （略） ソブリアードカプセル100mg　100mg１カプセル　13,005.30 （新設） （略） （た）～（わ）　（略） 第２部～第４部　（略）